

特別市法制化に反対する意見書の提出について

特別市法制化に反対する意見書を別紙のとおり県に提出するものとする。

令和 8 年 7 月 3 0 日提出

提出者	秦野市議会議員	高	橋	文	雄
賛成者	同	八	尋	伸	二
同	同	小	菅	基	司
同	同	古	木	勝	久
同	同	横	山	むらさき	

提案理由

本市の行財政運営や、住民サービスの維持・確保の面で大きな課題や懸念を有し、市民の将来に著しい不安を与える特別市の法制化に反対するとともに、より持続可能な地方制度改革について、国において熟議を尽くすよう働きかけることを求めるため、県に意見書を提出するものがあります。

特別市法制化に反対する意見書

近年、指定都市市長会は、道府県から独立する特別市の法制化を目指す運動を活発に展開し、国の第34次地方制度調査会でも本格的な議論が行われている。しかし、道府県に包含されない一層制の自治体である特別市が、大都市制度の選択肢の一つとして実現し、指定都市域内の権限や税財源の全てが移譲されれば、指定都市以外の市町村には大きな影響を及ぼすこととなる。

これまで一体的に行われてきた医療、教育、広域的なインフラ整備や水源環境保全等の住民サービスや調整機能について、資源の偏在する指定都市が特別市となった場合、残された市町村では、住民にとって必要不可欠なサービスの維持・確保が困難となることが予想される。また、災害対応や警察事務などの住民の命や財産を守るための広域行政事務についても、地域の分断による悪影響を受ける懸念があり、看過できない。

さらに、特別市に税財源が集中すれば、東京一極集中と同じような構造が全国各地で生まれ、ヒト・モノ・カネが大都市へより一層集中することで、それ以外の地域で人口減少や社会活動の縮小につながることは明らかであり、残された市町村は成り立たなくなる。

本市議会としても、大都市制度の見直しを含め、持続的かつ最適な行政サービスを提供していくための地方制度改革について、議論すること自体を否定するものではない。しかし、特別市制度は、本市の行財政運営や、行政サービスの維持・確保の面で大きな課題や懸念を有しており、市民の将来に著しい不安を与える特別市の法制化には強く反対するものである。

したがって、神奈川県においては、国に対し、指定都市以外の市町村や道府県全体への影響を多角的に検証し、より持続可能な地方制度改革について、熟議を尽くすよう働きかけることを要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月30日

神奈川県知事 様

秦野市議会議長 相 原 學